

令和6年10月（12月支給分）から

子育て応援課 ☎ 43-9024

児童手当制度が変更されます

- 所得制限の撤廃。
 - 手当の支給対象となる児童の範囲を高校生年代まで拡大。
 - 第3子以降の支給額は月3万円（多子加算）。
- また、第1子、第2子、第3子などの児童のカウント方法について、大学生相当年齢（就職していても、一部でも手当受給者が生計費の

▼主な変更点

児童手当（以下、手当）とは、0～15歳までの児童を育てる世帯に、子育て支援を目的に現金を給付する制度です。

令和6年10月分（初回支給は同年12月）から、児童手当法の改正による制度改正が行われ、支給対象年齢が18歳まで引き上げられます。また、支払月が年3回から隔月（偶数月）の年6回に変更となります。

負担などしている場合）までの中で勘案。

▼制度改正により手続きが必要な方

現在、所得上限を超過により手当を受給していない方、中学生以下の児童を養育しておらず高校生年代の児童を養育している方、また、大学生相当年齢のお子さんがいることで、新たに多子加算の対象となる可能性のある方には案内を送付しています。

該当の方は10月15日までに、子育て応援課もしくは本庁舎・野田川庁舎の住民税務課住民係窓口にて申請してください。

なお、転出児童のある場合など、対象の方が把握しきれない場合がありますので、案内が届かないなど不明な点がある場合は、子育て応援課までお問い合わせください。

令和 6 年 9 月分まで（月額）		令和 6 年 10 月から（月額）	
1 万 5,000 円	0 ～ 2 歳 	1 万 5,000 円	第 3 子以降 0 ～ 18 歳に 3 万円 
1 万円 (第 3 子以降は 1 万 5,000 円)	3 歳 ～ 小学生 	1 万円	
1 万円	中学生 	1 万円	
なし	高校生※ 	1 万円	
・ 世帯年収 960 万円以上は 5,000 円に減額 ・ 1,200 万円以上はなし (扶養親族 3 人の場合の目安額)	高所得者 	所得制限を撤廃	
【支給月】 6 月、10 月、12 月 (年 3 回)		【支給月】 4 月、6 月、8 月、10 月、12 月、2 月 (年 6 回)	

※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（高校生年代まで）

宮津与謝病児保育所

「りりふる」をご利用ください

宮津市・伊根町・与謝野町で運営する宮津与謝病児保育所「りりふる」は、保護者が就労などにより病気などの児童を家庭で看護することが困難な場合に、一時的に保育・看護する保育施設です。

1 対象者

生後6カ月～小学6年生
※ 医療機関（与謝医師会）の受診を済ませ、診察医連絡票（医師作成）をお持ちください。診察医が利用可能と判断した場合に「りりふる」が利用できます。

2 利用時間・休業日

【利用時間】
午前7時30分～午後6時
【休業日】
● 土日および祝日
● 12月29日～1月3日

3 利用方法

利用希望日の前日午後6時（前日が休業日の場合は、休業日の前日。当日利用の場合は午前11時）までに、りりふる（☎ 46・0025）に電話で予約してください。症状などをお伺いし、空き状況やお預かりができるかどうか確認します。また、

利用時に病児保育事業利用申込書などにご記入ください（押印不要）。

利用中は

- 看護師が巡回してお子さまの病状を確認し、容体が急変した場合は連絡します。
- 緊急を要する場合は、府立医科大学附属北部医療センターの救急外来にて対応します。

4 利用料金

1回25,000円／人
※ ただし、5時間以内の利用は15,000円／人



5 持ち物

- ① 診察医連絡票（医師作成）
 - ② 利用登録証
- ※ 症状や体調にあったお弁当やおやつ・飲み物、着替え、タオル、服用中の薬、オムツなどが必要です。症状、年齢によって必要なものが変わりますので、予約時にお尋ねください。

※ みらいくベビーギフトが利用できます

《位置地図》



問 子育て応援課 ☎ 43-9024

午前8時30分～午後5時15分
※ 土日および祝日、年末年始を除く



町ホームページ
（りりふる）